

印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間 及び休日並びに休暇に関する規程の臨時特例を定め る訓令

平成元年 2 月 20 日

訓令第 1 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合訓令第 4 号）第 5 条第 1 項に定める休日のほか、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律（平成元年法律第 4 号）に基づく休日を同項に規定する休日とする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この規程に規定する休日は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の勤務時間及び休日並びに休暇に関する規程（以下「休日規程」という。）の休日に関する規定をその他の条例又は規程において適用する場合にあつては、休日規程に定める休日と見なす。